

## 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
第4章 計画段階配慮事項に関する内容	
1	P176 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解 「事業実施想定区域の概ねの位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯をわかりやすく示すこと。」とあるが、隣接する周辺自治会等にも丁寧な説明を行ったのか。
2	P176 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解 「地盤」の欄の都市計画決定権者の見解として、「北案を本事業の単一案として選定しました。」との記載は到底容認できない。
3	平成26年12月11日付で、東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の案の要約書に対する意見を提出したところであるので、これらも一読願いたい。
第5章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
4	今回は、環境保全の見地からの意見募集であるので、法令、条例及び指針等に基づいて実施されたい。
5	半径3km以内の区域の産業廃棄物の埋設物（地下約10m程度・旧軍用地）の確認のためのボーリング調査にも特に留意されたい。